


令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 テスト	ネンチョウ タロウ	記載のしかたはこちら
税務署長	給与の支払者の法人番号 *****	(フリガナ) あなたの氏名 年調 太郎	 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">基・配・所</div>
	給与の支払者の所在地(住所) 神戸市中央区京町8-8-8	あなたの住所又は居所 神戸市中央区京町9-9-9	

～記載に当たってのご注意～

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
 - 2 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません)。
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,500,000 円	6,550,000 円 <small>(裏面「4(1)」を参照)</small>
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円 <small>(裏面「4(2)」を参照)</small>
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		6,550,000 円

○ 控除額の計算

判定	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円 定額減税対象	区分Ⅰ
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)		A <small>左のA～Dを記載</small>
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)		基礎控除の額
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)		48万 円
	<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下		48万円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	<input checked="" type="checkbox"/>

※ 「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ネンチョウ ハナコ	*****	昭 54年 1月 1日
年調 花子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者
		生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	850,000 円	300,000 円 <small>(裏面「4(1)」を参照)</small>
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円 <small>(裏面「4(2)」を参照)</small>
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		* 300,000 円

○ 控除額の計算

判定	区分Ⅱ										配偶者控除の額 38万 円		
	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)>(*印の金額))												
	95万円超 100万円以下 105万円以下 110万円以下 115万円以下 120万円以下 125万円以下 130万円以下												
	100万円超 105万円以下 110万円以下 115万円以下 120万円以下 125万円以下 130万円以下 133万円以下												
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	配偶者特別控除の額 0 円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
摘要		配偶者控除										配偶者特別控除	配偶者定額減税対象 <input checked="" type="checkbox"/>

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
- 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者 特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照) <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 ^(注) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		*****	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の合計 あなたとの続柄 所得金額(見積額)	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)			円	

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。